

# 11/30までに対象労働者を雇用すると

1人につき最大

# 30万円 交付されるかも!?

今すぐ  
チェック!

新型コロナウイルス感染拡大により失業を余儀なくされた方を雇用した事業主に  
対して「熊本市新型コロナウイルス感染症関連失業者緊急雇用奨励金」を交付します。

## 雇用奨励金 該当チェック

### 雇用する方はどんな方ですか? (正規・非正規問わず)

事業主都合で  
前職を  
解雇になった  
求職者

前職で  
雇止めを  
受けた  
求職者

前職の  
勤務先が  
倒産した  
求職者

経営していた  
事業を  
廃業した  
求職者

内定  
取り消しを  
受けた  
求職者

前職を  
自主退職した  
求職者

その他の  
求職者

1. 理由は新型コロナウイルス感染症の影響によるものである
2. 事業主または取締役の3親等以内の親族(配偶者または血族・姻族)ではない
3. 雇用する方の前の事業主と資本的・経済的に密接な関係にない
4. 熊本市内に住所を有する市民である

**4つすべて当てはまる場合は  
雇用奨励金対象の可能性があります**

**詳しくは裏面をご覧ください**

正規雇用労働者を  
雇用した場合 ▶1人につき **30万円** 交付

非正規雇用労働者を  
雇用した場合 ▶1人につき **15万円** 交付

※1社あたり10人を上限とします

新型コロナウイルス感染症を  
起因とした退職・離職の場合は  
雇用奨励金対象となる場合も  
ありますので  
下記番号へお問い合わせください



熊本市ホームページ

熊本市 雇用奨励金

お問い合わせ・申請はこちらまで

# 「熊本市新型コロナウイルス感染症関連失業者緊急雇用奨励金」 交付申請について

## 交付対象事業主

熊本市内において令和3年3月22日から11月30日までに  
対象労働者を雇い入れ、3ヶ月以上継続雇用した事業主

- ①熊本市内に事業所を有する法人又は個人事業主
  - ②雇用保険適用事業所
  - ③令和2年2月21日以降に、解雇等をしていないこと
  - ④対象労働者の雇用を要件として、他の助成制度を受けていないこと
- ※ほかにも要件がありますので、詳細はホームページをご確認ください。

熊本市  
ホームページ



## 対象労働者

要件	正規雇用労働者	非正規雇用労働者
前職の離職理由	コロナの影響による解雇等	
雇用期間	期間の定めなし	3ヶ月以上
週所定労働時間	30時間以上	20時間以上
雇用保険	被保険者であること	
その他	熊本市内に住所を有する者であること	

## 奨励金額

- ・正規雇用労働者 1人につき30万円
- ・非正規雇用労働者 1人につき15万円  
(雇入れ日から3か月経過時に正規雇用労働者に転換したときは、30万円とします)

※1社あたり、正規雇用労働者及び非正規雇用労働者合わせて10人を限度とします。

## 定員

600人(先着順) ※予算の上限に達し次第、受付を締め切ります。

## 申請方法

- ・3か月継続雇用した日の翌月末日までに申請してください。(消印有効)
- ・申請様式は、熊本市ホームページからダウンロードしてください。  
[https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/Detail.aspx?c\\_id=5&id=33459](https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/Detail.aspx?c_id=5&id=33459) 熊本市 雇用奨励金
- ・感染症拡大防止の観点から、郵送での提出にご協力をお願いします。

【申請書類送付先】

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市経済政策課しごとづくり推進室 雇用奨励金係

【お問い合わせ】

TEL / 096-328-2371(専用番号) 受付/平日午前8:30~午後5:15

就職した方に  
お知らせください!



本件について、動画でも  
解説を行っておりますので  
こちらをご覧ください

<https://youtu.be/3JzjVr3OL0w>

【雇用奨励金と併給可能】就職した方への「就職奨励金」もあります

介護・警備・運輸・建設の職種として熊本市の事業所に就職した方には  
合計最大15万円の「熊本市特定分野緊急就職奨励金」が交付されます。  
詳しくは熊本市ホームページをご覧ください。 熊本市 就職奨励金